

第106期中間決算公告

平成23年12月16日

千葉市中央区千葉港1番2号

株式会社千葉銀行

取締役頭取 佐久間 英利

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	355,749	預 金	9,098,477
コ－ル口－ン	65,771	譲渡性預金	225,992
買現先勘定	29,993	コ－ルマネ－	18,319
買入金銭債権	24,597	債券貸借取引受入担保金	48,064
特定取引資産	279,614	特定取引負債	32,516
金銭の信託	25,594	借 用 金	172,460
有価証券	1,865,923	外 国 為 替	415
貸出金	7,518,710	社 債	40,000
外国為替	2,427	そ の 他 負 債	55,199
その他の資産	56,700	未払法人税等	7,141
有形固定資産	91,041	資産除去債務	227
無形固定資産	9,937	その他の負債	47,829
繰延税金資産	36,999	退職給付引当金	18,867
支払承諾見返	64,747	睡眠預金払戻損失引当金	689
貸倒引当金	35,817	ポイント引当金	169
		再評価に係る繰延税金負債	15,158
		支払承諾	64,747
		負債の部合計	9,791,076
		（純資産の部）	
		資 本 金	145,069
		資 本 剰 余 金	122,134
		資 本 準 備 金	122,134
		利 益 剰 余 金	341,336
		利 益 準 備 金	50,930
		そ の 他 利 益 剰 余 金	290,405
		別 途 積 立 金	260,971
		繰越利益剰余金	29,434
		自 己 株 式	12,158
		株 主 資 本 合 計	596,380
		その他有価証券評価差額金	1,397
		繰延ヘッジ損益	1,772
		土地再評価差額金	7,548
		評価・換算差額等合計	4,378
		新株予約権	155
		純資産の部合計	600,914
資産の部合計	10,391,990	負債及び純資産の部合計	10,391,990

中間損益計算書

平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		108,020
資 金 運 用 収 益	73,944	
(うち貸出金利息)	(62,965)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,206)	
信 託 報 酬	0	
役 務 取 引 等 収 益	16,010	
特 定 取 引 収 益	618	
そ の 他 業 務 収 益	3,634	
そ の 他 経 常 収 益	13,812	
経 常 費 用		72,274
資 金 調 達 費 用	6,004	
(うち預金利息)	(3,185)	
役 務 取 引 等 費 用	8,975	
そ の 他 業 務 費 用	1,055	
営 業 経 費	40,943	
そ の 他 経 常 費 用	15,295	
経 常 利 益		35,746
特 別 利 益		7
特 別 損 失		275
税 引 前 中 間 純 利 益		35,478
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,077	
法 人 税 等 調 整 額	5,399	
法 人 税 等 合 計		12,477
中 間 純 利 益		23,001

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については中間期末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び中間決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを

貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,194百万円であります。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(3)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(4)ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込み額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

上記(1)(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,494 百万円
2. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは 1,929 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,249 百万円、延滞債権額は 85,287 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 5,439 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 51,491 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 145,467 百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 19,558 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	642,404 百万円
貸出金	98,119 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	21,509 百万円
債券貸借取引受入担保金	48,064 百万円
借入金	139,460 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 172,072 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は41百万円、保証金は6,686百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,911,267百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,838,004百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が989,305百万円あります。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 89,344百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 33,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は36,800百万円であります。
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）13.51%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益8,984百万円、償却債権取立益1,602百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却4,571百万円、株式等償却9,133百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	7,130	7,163	33
	うち外国債券	-	-	-
	小計	7,130	7,163	33
時価が中間貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	10,166	10,086	79
	うち外国債券	-	-	-
	小計	10,166	10,086	79
合 計		17,296	17,250	45

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	6,494
関連法人等株式	-
合 計	6,494

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	57,119	41,565	15,553
	債券	1,231,362	1,216,683	14,678
	国債	744,184	736,645	7,538
	地方債	276,531	271,641	4,889
	社債	210,646	208,396	2,249
	その他	115,456	113,417	2,038
	うち外国債券	107,133	105,159	1,974
	小計	1,403,937	1,371,667	32,270
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	58,545	73,495	14,949
	債券	228,998	231,033	2,035
	国債	160,463	162,131	1,667
	地方債	32,469	32,526	57
	社債	36,066	36,376	310
	その他	157,222	174,967	17,745
	うち外国債券	113,140	115,130	1,989
	小計	444,766	479,496	34,730
合 計		1,848,704	1,851,163	2,459

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	7,909
その他	3,243
合 計	11,153

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、9,209百万円（うち株式9,133百万円、社債76百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	174	174	-	-	-

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	22,058	百万円
退職給付引当金	7,622	
有価証券償却	1,132	
其他有価証券評価差額金	1,062	
その他	8,105	
繰延税金資産小計	39,980	
評価性引当額	2,099	
繰延税金資産合計	37,881	
繰延税金負債		
前払年金費用	881	
繰延税金負債合計	881	
繰延税金資産の純額	36,999	百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	689 円 18 銭
1 株当たり中間純利益金額	26 円 26 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	26 円 25 銭

(重要な後発事象)

企業結合に関する重要な後発事象については、中間連結財務諸表の注記事項に記載しております。

(ご参考)

信託財産残高表
(平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
現金預け金	210	金銭信託	210
合計	210	合計	210

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。
2. 元本補てん契約のある信託財産については、取扱残高はありません。